

令和 6 年度第 1 回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和 6 年 8 月 20 日（火） 午前 10 時から 新宿区役所本庁舎 4 階 401 会議室（入札室）
出席委員	松 尾 紀 良 会 長 石 川 光 子 副会長 西 郷 直 紀 委 員 吉 田 一 雄 委 員 八 木 信 男 委 員 角 谷 美 樹 委 員
次 第	1 開 会 2 部長挨拶 3 議 事 （1）令和 6 年度労働報酬下限額について（答申）における付帯意見等について （2）公契約締結事業者モニタリングの実施状況について （3）令和 7 年度労働報酬下限額について 4 その他 5 閉 会
議 事	（契約管財課長）それでは始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の事務局を務めさせていただきます総務部契約管財課長の井上です。本日は令和 6 年度の初めての労働報酬等審議会となります。議事に入るまでの間、事務局の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 恐縮ですが、ここから座って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 今日では長引く物価高や乱高下する株価や為替レート、ウクライナやパレスチナ情勢の長期化など社会経済情勢の不透明な状況が続いているところです。このような状況が区民生活や地域経済活動に大きな影響を与えており、このような状況の中で、令和 7 年度の労働報酬下限額をご審議いただくことにつきましては、非常に重要なところとなると認識しております。委員の皆さま方におかれましては、今年度も何卒よろしくお願いいたします。 お手元に本日の次第をはじめ、資料を配布しております。なお、配布資料の確認は後ほど改めて行わせていただきます。 次に事務局から委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。まず松尾会長です。 （松尾会長）松尾です。よろしくお願いいたします。 （契約管財課長）石川副会長です。 （石川副会長）石川です。よろしくお願いいたします。 （契約管財課長）西郷委員です。

	(西郷委員) 西郷です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 八木委員です。 (八木委員) 八木です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 角谷委員です。 (角谷委員) 角谷です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 吉田委員です。 (吉田委員) 吉田です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 審議会の委員数は、公契約条例施行規則第6条によりまして、学識経験を有する者2人以内、事業者2人以内、労働者2人以内を以って組織することとなっております。委員の皆さま、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。 次に、私ども区の職員を紹介させていただきます。まず初めに鯨井総務部長です。 (総務部長) 鯨井です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 廣橋契約係長です。 (廣橋係長) 廣橋です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 勝又契約主査です。 (勝又) 勝又です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 山契約係担当です。 (山) 山と申します。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 榎本行政管理課行政管理主査です。 (榎本) 榎本です。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 最後になりましたが、私、契約管財課長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして総務部長からご挨拶を申し上げます。部長、お願いいたします。 (総務部長) 改めまして、皆さまこんにちは。総務部長の鯨井です。8月4日付で前任の山田部長から交代をいたしまして、総務部長を拝命させていただきました。何卒よろしくお願いいたします。 令和6年度新宿区労働報酬等審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、日頃から様々な場面で区政の運営に多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、ご多忙にもかかわらず、審議会の委員としてご尽力いただき、誠にありがとうございます。この審議会は、区が契約する工事請負契約・業務委託契約、および指定管理協定に対しまして、各業務に従事する労働者に支払われる労働報酬下限額等について、ご審議をお願いしているところです。私は区が公契約の労働報酬下限額を定める場合、異なる立場の委員の皆さまが議論していただくことがとても大切、そして重要だと考えております。委員の皆さまにおかれましては、社会経済情勢や区、他の自治体との状況を考慮しながら、十分にご審議をいただきますようお願いいたします。
--	---

	以上、開催にあたりまして、非常に簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 （契約管財課長）部長、ありがとうございます。それでは審議会の開会に移らせていただきます。開会にあたりまして定足数を確認させていただきます。会の成立につきましては、委員6名の過半数、4名以上の出席を必要といたします。本日、委員の皆さま全員である6名にご出席いただいておりますので、新宿区公契約条例施行規則第8条の規定に基づきまして、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。 次に本日の配布資料を確認させていただきます。次第を1枚おめくりいただきまして、まず資料1「新宿区労働報酬等審議会委員名簿」、次に資料2「令和6年度労働報酬下限額について（答申）」、次に資料3「委託契約最低賃金一覧」、A4横使いのものです。次に資料4「公契約締結事業者モニタリングの実施状況について」、その次に資料5「令和7年度労働報酬下限額について」、以上となります。不足の資料はありませんでしょうか。よろしいですか。もし不足の資料がありましたら、お申し出いただきたいと思います。それでは、これからの進行につきましては、松尾会長にお願いしたいと思います。松尾会長、よろしくお願い申し上げます。 （松尾会長）それでは、ただ今から令和6年度第1回新宿区労働報酬等審議会を開催させていただきます。次第に沿って進めさせていただきます。 議題の第1は、「令和6年度労働報酬下限額について（答申）」における付帯意見等についてです。まず、事務局から説明をお願いいたします。 （契約管財課長）事務局です。それでは、資料2の裏面をお願いいたします。「3付帯意見」、そして「4 今後の検討課題」、こちらをご覧くださいと思います。これが本年1月9日付で労働報酬等審議会会長の松尾会長から区長宛の答申をいただいた内容になっております。まず、「(1) 区の規定に「受注者の連帯責任条項」を取り入れる議論を開始すること」、「(2) 工事と委託・指定管理のそれぞれについて、実情に合わせて実態把握可能なようにアンケートの改善を図ること」、これは昨年の付帯意見の持ち越し項目となっています。「4 今後の検討課題」といたしまして、「(1) 郊外施設（神奈川・山梨・長野）に関する労働報酬下限額の設定方法について検討を行うこと」、「(2) 新宿区の地域性や課題に則して、職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行うこと」、このような付帯意見と今後の検討課題をいただいたところです。これにつきまして、資料3のA4横使いのカラー刷りのものでご説明させていただきます。まず3の「(1) 区の規定に「受注者の連帯責任条項」を取り入れる議論を開始すること」というところです。資料3の右から2つ目の列のところをご覧くださいと思います。青色がかかっているところが公契約条例を制定する自治体でございまして、それぞれ連帯責任条項があるのか、ないのかということを記載しています。あるところで申し上げますと千代田区は条例ではなく、条例の施行規則の中で、この連帯
--	--

	責任条約を取り入れていることです。墨田区につきましては、本年の4月1日から公契約条例を施行しており、条例の中で連帯責任条項を設けています。その下の10番の目黒区ですが、目黒区も条例で連帯責任条項を取り入れています。その次、世田谷区は飛ばしまして、13番の渋谷区から杉並区までの3区につきましても、条例の中で連帯責任条項を取り入れています。裏面をお願いいたします。北区は連帯責任条項は設けておらず、足立区と江戸川区はそれぞれ条例の中で連帯責任条約を設けています。最後に確認させていただきますと、この連帯責任条項と申しますのは、区が元請けにまず工事請負代金を払いますが、その中から労働報酬下限額以上の金額を一次下請け、二次下請け、多ければ三次下請けも含めてですが、これも公契約条例の適用対象になっておりますので、その下請け業者も含めまして、区の定める労働報酬下限額以上の支払いというのを条例では義務付けているところです。一次下請け、二次下請け、三次下請けが労働者に対して仮に労働報酬下限額以下の報酬しか支払ってない場合は、その受注者である元請けに支払い義務を負わせるというのが連帯責任条項でして、現在、千代田区をはじめ、8区がこの連帯責任条項を設けているところです。このうち、先ほど申し上げましたように、千代田区だけが施行規則、これは千代田区はもともと条例の中では定めていなかったのですが、施行規則を改正する形で連帯責任条項を取り入れたので、このような状況になっています。また資料2にお戻りいただきまして、「付帯意見」の(2)です。「工事と委託・指定管理のそれぞれについて実情に合わせて実態把握が可能なようにアンケートの改善を図ること」につきましては、この後の議題にあります公契約締結事業者モニタリングの実施状況、こちらの方でご説明させていただきたいと思っています。「4 今後の検討課題」ですが、「郊外施設（神奈川・山梨・長野）に関する労働報酬下限額の設定方法について検討を行うこと」につきましては、恐れ入りますが、資料5の3ページをご覧ください。「(2) 参考資料」ですが、郊外施設というのが一番下の表になっています。それぞれの施設ごとに令和6年度労働報酬下限額を記載しています。中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」につきましては1, 153円、区民健康村「グリーンヒル八ヶ岳」につきましては978円、女神湖高原学園「ヴィレッジ女神湖」につきましては988円という労働報酬下限額を設定しています。この金額につきましては令和5年10月から適用されますそれぞれの地域における最低賃金の2カ年分を乗せるというかたちで、この労働報酬下限額を設定しています。昨年度のこの審議会におきましても、昨年度、最低賃金が史上最大の上げ幅でしたので、今年度も同じ額の上げ幅であろうと想定して2カ年分乗せました。しかし、ご承知の通り、今年度の中央最低賃金審議会の公益委員の目安として出されたのが、全国をA、B、Cという3つの地域に分けているなかで、全部の地域につきまして一律で50円上げるというかたちで、令和6年10月から適用される最低賃金が示されたところです。最低賃金の2カ年を積んで郊外施設について、労働報酬下限額を定めるというのはもう論理的に無理がありますので、今後、第2回の
--	---

	当審議会におきまして新たな選定の考え方についてお示ししたいと考えています。 再度、資料2にお戻りいただきまして、「4 今後の検討課題」の（2）です。「新宿区の地域性や課題に則して職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行うこと」というご意見をいただいたところです。再度、A4横使いの資料3をご覧ください。右から3列目に「職種別の設定」の有無を記載しています。まず上からいきますと千代田区については、職種別の労働報酬下限額の設定があります。備考欄に参考として職種と労働報酬下限額を記載しています。港区は、要綱により下限額を設定しているのですが、港区も職種別の最低賃金を設定しています。裏面を見ていただきまして、下から3つめの21番の足立区は、保育士に限っているのですが、職種別の設定をしています。足立区の備考欄をご覧くださいますと1, 319円ということで、通常の委託契約については労働報酬下限額は1, 219円なのですが、保育士については1, 319円と、それぞれ設定しているということです。現状では23区で申し上げますと、要綱も含めまして3区が職種別を設定している状況です。 大変雑駁ではございますが、事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。 （松尾会長）ありがとうございます。今の事務局からの説明に対して、まずご質問のある方はいらっしゃいますか。 （八木委員）それでは私から。まず資料2の「3 付帯意見」の（1）の連帯責任条項ですが、考え方としては、前向きに検討というか、やっといこうというスタンスとして理解してよろしいでしょうか。 （契約管財課長）他の自治体の例を見ますと大半で入っているというような状況ではあります。後ほどご説明させていただきますが、公契約締結事業者モニタリングというのを今年度から試行的に開始しています。先の議題に入ってしまうのですが、今年度は業務委託について行い、来年度から工事請負契約と業務委託で行います。指定管理者についても、この公契約締結事業者モニタリングというのを実施してまいりまして、その中で賃金台帳など、そのようなところもチェックしていこうと思ってます。今年度は基本的には3件を行うのですが、来年度から10件ずつ行っていくという予定でして、そのモニタリングの状況を見ながら、どのように規定していくのが良いのか検討したいと考えております。 （八木委員）そうすると令和7年度に向けて、という理解でよろしいですか。 （契約管財課長）今年度にもまずモニタリングを試行的に行い、来年度、本格的に実施して行きます。来年度のモニタリングの発注時期のよりまして、例えば、第1回までに報告書が出てくるのか、それとも第2回になるのかということもありますが、まず報告書の中身をこの審議会にお見せいたしますので、そこでご議論いただきたいと思います。 （八木委員）よく多摩市の話が引き合いに出ますが、近隣で連携責任条項を入れ
--	---

	ているということは、受注する側にとっても、1つのポイントになると思いますので、是非、新宿区でも出遅れないように強力に推進していただきたいと思っております。また、「今後の検討課題」の（１）の郊外施設のところです、業務委託に関しては、例えば新宿区言えば、初任給の基準その他の基準を勘案するとあるのですが、だいたいその線で考えていらっしゃるのですか。それともまた今の情勢を見ながら新しい基準を考えているのですか。 （契約管財課長）郊外施設というご質問でよろしいでしょうか。郊外施設につきましては、基本的には、まず新宿区労働報酬下限額が出ますので、それを参酌するという事です。もう最低賃金を2年分積むというのは、これだけ最低賃金が毎年、史上最大の上げ幅になっている中で、最低賃金を2カ年分引き上げるだけでは、もう追いついていきません。そうすると新宿区における労働報酬下限額をベースにした考え方になると思っておりますので、第2回で告示したいと考えております。 （松尾会長）他に質問がある方はいらっしゃいますか。質問だけではなくて、ご意見を含めてある方がいれば、言っていただきたいのですけれど。どうぞ。 （角谷委員）今、課長にご説明いただきました付帯意見のアンケートの改善のところで、今度、モニタリングしていくといったところですが、新たにモニタリングで乗り出していくことにプラスして、今までやっていたアンケートは今年度1年かけて改善して、来年どうするかという話だったと思うのですが、そこは併せてやっていただけるということでしょうか。 （契約管財課長）事務局でございます、角谷委員からのご意見ありましたが、アンケートはアンケートで来年度以降に実施いたします。同時にモニタリングもやっていき、両輪で動かすということです。 （角谷委員）中身の改善については、第2回以降に議論ということになりますか。 （契約管財課長）アンケートの方の中身につきましては、第2回か第3回で事務局案をお出ししますので、そこでご議論いただきたいと思います。 （松尾会長）他にいらっしゃいますか。 （吉田委員）すいません。 （松尾会長）どうぞ。 （吉田委員）参考にですが、もう連帯責任条項をやっている区は、協力業者に対しての支払いについて、どうやって把握しているのですかね。 （契約管財課長）事務局でございます。大変申し訳ないのですが、今回、まず規定の有無だけを調べております。今後、実際に入れている区に対して、実施状況等を調査した上で次回以降の審議にお出ししたいと思っております。それも全部踏まえてご議論いただきたいと思います。 （八木委員）そうですね、確かに施工体系も含めて、何次までやっているかも含めて、いろんなデータ欲しいですね。そうしないと分からないですね。 （吉田委員）払うのはいいのですけど。これ以上、書類作業がまた膨大に増え
--	--

ると、本当に大変になってしまいます。

（契約管財課長）すみません。なるべく事業者の皆さまにはご負担はかけないようと思うのですが、一定の書類を出していただくことにはなろうかと思います。

（松尾会長）事務局の案が出たところでご議論いただければと思いますので、この程度でよろしいですかね。

（契約管財課長）今、吉田委員からもありましたが、実際に連帯責任条項を制定している区はどのようにやっているのかというところについて、情報がもらえるところはお出しできますけども、まだ聞いておりませんが、もしかしたらご協力いただけない区もあるかもしれません。ご協力いただけるところの情報はお出ししたいと思っています。

（松尾会長）分かりました。その資料をまとめていただいて、具体的にどういうかたちで他のところで行われているかということが重要だと思います。よろしくをお願いします。どうぞ。

（角谷委員）職種別のところですが、ご用意いただきました資料には23区だけということなのですが、三多摩の方にもありまして。

（契約管財課長）そうなんです。市部の方が多いのです。

（角谷委員）多摩市でもありまして、三多摩格差ともいわれていますけど、三多摩のほうから新宿に働いている方もたくさんいます。多摩市にもあるということ、先ほどの連帯責任条項との関係でいうと、多くの自治体が行っているということがお話の流れにあるかもしれませんが、職種別については多くの自治体が定めているわけではないということがあります。議論としては中野区と世田谷区などでも議論をしています。新宿区は時給単価ですと、都心部であるということで結構、人件費がかかります。資料5の参考6に、委託契約における下限額の表をご用意いただいていると思いますが、1,400円以上のところがすでに100件、33.4%に至るということからすると、今定めている下限額よりも、もっともっと人件費が新宿ではかかっているのではないのでしょうか。ここにおいては、人材確保のためにより多くの事業者さんが人件費として費用が必要だということが示されていると思います。これは労働環境確認報告書で確認されていると思うので、どの業種の方々が高い位置になっているのか把握されていると思います。重点的に人材確保が必要なところを、ある程度把握されていると思いますが、いかがですか。

（契約管財課長）今日、お出ししている資料を作成する段階では、この何%の中にどんな職種が入っているのかというところはまだ調べていません。ただ、労働環境確認報告書を調べれば、1番下限額の低い職種と金額が載っていますので、それを確認することは可能です。委託ですと大体300件程度あるのですが、労働環境確認報告書を確認すれば300件の中で下限の職種の方がいくらかかっていう一覧は、次回にお出しできます。それを見てご議論いただくのが一番よいと思います。

	（角谷委員）新宿区では、職種別下限額の設定が、地域的に必要性はあるのではないかとことを踏まえて、ご議論いただけたらと思います。 （契約管財課長）こちらでよろしいでしょうか。当然、職種別を定めている自治体で、例えば1番近々ですと千代田区も定めていますので、千代田区にこの職種別を定めた経緯ですとか、これを定めることによってどんな効果があったのか、それも調べていきたいと思っております。調べた結果がまとまりましたら、審議会のほうにも情報として提出させていただきたいと思っております。 （八木委員）職種別の話で言うとそうなのでしょうけれど、例えばこの資料3でも、港区と足立区で保育士さんの金額が出ていますが、やっぱり区として重点政策課題的なところであえて決めていると思えます。ただ単に相場ではなくて、ここはきっちりと確保したいということですね。今日、おそらく区議の方もいらっしゃるかと思いますが、その辺も含めて政策的に行っていただきたい。保育士で勝負しろとは言いませんが、区政運営をやる中で、重点的に職種を検討、あぶり出していくというのが必要なのかなと思います。1つやっていくことによって、それがきっかけになって、いろんな比較も出てきますし、最終的には周辺区との平準化になるだろうと思えますので、その辺は一步踏み込んでもいいのかなという気がします。 （契約管財課）事務局からよろしいでしょうか。 （松尾会長）どうぞ。 （契約管財課長）今、八木委員から貴重なご意見をいただいたところです。まずは議論の出発点として、今、労働環境確認報告書で把握している職種とそれぞれの最低賃金を一覧としてお示ししたいと思っております。そしてまた、この審議会でも委員の皆さんにご議論いただきたいと思いますと考えています。 （松尾会長）そうですね。その資料が出たところでご議論いただくということでどうでしょうか。分かりました。それでは、この議題についてはこの程度で終わりたいと思います。 それでは議題の第2に移ります。「公契約締結事業者モニタリングの実施状況について」です。まず事務局から説明をお願いいたします。 （契約管財課長）事務局です。それでは資料4「委託仕様書」という資料をご覧くださいと思います。先ほど少し簡単に触れさせていただきましたが、今年度から公契約締結事業者モニタリングということで、公契約締結事業者の労働環境のチェックをしていきたいと考えています。すでに東京都社会保険労務士会の新宿支部さんと契約を締結させていただいています。仕様書の中身については、詳細の説明は省かせていただきます。どのようなことにやるのかというのが1枚おめくりいただきまして、別紙1の確認項目というところをご覧くださいと思います。確認項目が1から107までございまして、これらの項目につきまして、複数の社会保険労務士の先生にチェックしていただくというものです。別紙1の3枚目をご覧くださいと評価凡例というものが1番下にあります。それ
--	---

ぞれ社会保険労務士の先生にチェックしていただきまして、A、B、C、Dの評価をしていただきます。1枚おめくりいただきまして、別紙2「労働条件調査準備書類一覧」というところですが、この調査の対象になった事業者さんから提出していただく資料の一式になっています。1番右の列に事前提出に丸が付いているものが、あらかじめ事業者から区のほうに提出していただき、その提出していただいた書類を社会保険労務士会さんにお渡しして中身をチェックしていただきます。中身をチェックした上で、改めて社会保険労務士の先生が当該事業者に対してヒアリングを実施するといった流れになっています。今年度につきましては試行ということで、3件の業務委託契約、それも委託の仕様書の中でポスト数や人員を定めている業務委託契約につきまして、3事業者を選びまして、労働環境モニタリングを実施していきたいと考えております。来年度以降について申し上げますと、10件を予定しているところでして、来年度以降は業務委託契約に限らず、工事請負契約と指定管理協定を対象に、合計10事業者に対してこの労働環境モニタリングを実施していきたいと考えています。これに加えて、先ほど角谷委員から意見がありました従来の公契約条例アンケートの改良版を第2回以降にお示ししますので、来年度以降はこの労働環境モニタリングと併せまして、公契約条例アンケートを実施いたしまして、それを両輪にして、より新宿区における公契約締結業者のコンプライアンス意識の向上を図っていききたいと考えています。雑駁ではございますが、説明は以上となります。

（松尾会長）ありがとうございました。今の説明に対して質問はありますでしょうか。質問ではなくて、ご意見も合わせて、あればお願いしたいと思います。はい、角谷委員。

（角谷委員）まず昨年度、石川副会長からご提案いただいたモニタリングは今年度は難しいというお話だったのですが、今年度からやっていただけるということでありありがとうございます。世田谷区のもの踏まえた作りで、そこにさらに改良していただいているとお見受けいたしました。世田谷区では91項目のところ、新宿区では107項目に増やされていて、今の情勢上、必要な部分とかを足していたりしていると思いますが、さらに事前提出の欄を増やされたりとか、最新の情報のところをアップデートしていただいている回答でありありがとうございます。取り組むにあたって、その事業者の理解を得ていただくのが大事と思っております。そもそもその条例の目的として、「事業者の提供するサービスの質の向上のところがあるのですが、事業者の方にはご負担になるといったことも踏まえて、条例の目的である公契約の公平かつ公正な入札制度、労働者等の適正な労働環境を確保することにより、適正な履行及び良好な品質の確保を図ることにより、区民サービスの向上、及び地域経済の活性化」ができるというところを、改めて強調していただいたほうがよろしいと思っています。新宿区では、以前の要綱の時代からそうだったと思いますが、当初、事業者への負担を考慮して、台帳方式ではなくてチェック方式を取っていると思うのですが、条例の実効性を高めるという

	ところから、アンケート調査の実施を始め、今回アンケート調査の改良、拡大、アンケートにプラスしてこのモニタリングの実施という流れになっていると思います。その辺のそもそもの条例の目的や実効性を高めるための取り組みというところのご理解をいただける様ご説明を、事業者の負担だけが大きくなってしまいうとよろしくないと思っております。工事のほうも含めて10件やっていただけるということですが、企業規模ごとに大・中・小みたいに抽出するようですか。 （契約管財課長）正直、まだ本年度始めたばかりでして、ようやく今年度は委託において、仕様書で人員、ポスト数が定められている業務委託契約の締結事業者に対して、私から直接お声だけさせていただいている状況です。来年度以降につきまして、今、角谷委員からありましたように、工事の請負業者が大企業、中小企業なのかどうなのかというところですが、まず来年度の公契約締結事業者、落札業者を見て、そこで検討していきたいと思っています。今の段階で大・中・小・云々というところは答弁を差し控えさせていただきたいと思います。実は今年度は、年度当初ではまだ実施予定がなかったものですから、事業者さんへのアナウンスがされておらず、私のほうから直接お電話させていただいて、しっかり協力していただける事業者をお願いしているところです。今の予定で申し上げますと、第2回の審議会には今回の調査した結果の報告書をお示しできるのかなと思っております。まだ事業者につきまして、まだ依頼している段階ですので、どこの事業者かと申し上げることはできませんが、報告書が出た段階で、この3事業者に対してモニタリングの実施結果について、この審議会でお示ししたいと考えております。 （角谷委員）現実、この各法令を完璧に遵守している中小企業さんって、なかなかいないと思います。改善項目を見つけて、一緒に改善していくということも報告されながら進めていくと思いますが、1つ要望があります。工事の方は建設業特有の雇用形態があり、特に小規模のところでは雇用関係が明確になっていなかったり、法令遵守とも言い難いような実態が結構あるものですから、他産業では理解できない用語とか実態が存在しています。その点について、実施される前に社労士の方と建設関係の審議員（吉田委員と私）で打ち合わせなどさせていただきたいです。世田谷区でもそのように打合せしていると聞きましたので、そのところもお願いできたらと思います。 （契約管財課長）事務局でございます。角谷委員がおっしゃる通り、来年度以降については、4月の段階になるのか5月の段階になるのかは分かりませんが、東京都社会保険労務士会さんに事前に公契約締結事業者の数がどれくらいか、またどの事業者に対して調査に入るかというのをしっかり受託事業者と調整しながら進めていきたいと考えております。 （松尾会長）他にありますでしょうか。 それでは、事務局のほうはかなり負担のあることで、事業者の選定と、それから了解を得るのは、結構、見た感じでは大変かなと思いますけど、努力して進め
--	--

	ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、この議題についてはこの程度でよろしいでしょうか。 それでは議題の3番目になりますが、「令和7年度労働報酬下限額について」です。事務局から説明をお願いしたいと思います。どうぞ。 （契約管財課長）事務局です。それでは資料5「令和7年度労働報酬下限額について」をご覧くださいと思います。まず「1 工事請負契約」ですが、（1）は公契約条例の規定をそのまま記載しているところです。（2）が令和6年度における労働報酬下限額ということで、本年の3月1日から適用されております東京都における公共工事設計労務単価の9割の金額を記載したものです。裏面をお願いいたします。裏面の【参考1】につきまして平成22年度以降、新宿区は当初、公契約条例の前身として労働環境の確認に関する要綱というのを定めておりまして、その要綱当時からの労働報酬下限額の設定状況を記載しています。平成22年度から26年度が公共工事労務単価が80/100、27年度は85/100、平成28年度以降が90/100と制定させていただいています。【参考2】につきましては、公共工事設計労務単価に対する契約業者、公契約締結事業者は2,000万円以上ですので、その労務単価の割合で、公共工事設計労務単価に対する割合といたしまして105%以上の労務単価を払っている件数が13件で16.3%、100から105%未満が12件15.0%、両方合計いたしますと100%以上で31.3%となります。3つめですが、95から100%未満が21件26.2%、90%から95%未満が34件42.5%ですので、95%以上で見ますと57.5%となっている資料でございます。 【参考3】が令和6年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況でして、世田谷区を除くと90%、足立区につきましては、前年度の90%となっています。この前年度というのは、当該年度の公共工事設計労務単価ではなくて、その1つ前の年の公共工事設計労務単価の90%という意味です。【参考4】につきましては、令和6年度の実区の公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況でして、新宿区におきましては1日あたり12,320円です。墨田区以下につきましては、公共工事設計労務単価における「軽作業員」の単価の70%と制定しているということです。新宿区も同じ考え方に基づいています。 3ページをお願いいたします。「2 業務委託契約・指定管理協定」についてです。（1）は先ほど、工事請負契約と同様に、公契約条例の条文を記載させていただいています。その下に分かりやすく図示とまではいきませんが、業務委託契約・指定管理協定における労働報酬下限額の設定にあたっては、条例で定める当該各号で定める額とその他の事情の両方を勘案して定める、どちらか一方基準とするのではないということを、改めて記載させていただいています。「（2）参考資料」の【参考1】ですが、「要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移」ということで、令和2年度以降の労働報酬下限額を記載してさせていただいています。令和
--	--

	2年度と令和3年度は1,050円、令和4年度が1,080円、令和5年度は1,202円、令和6年度が1,245円ということです。その下の郊外施設につきましては、中強羅区民保養所につきましては1,153円、グリーンヒルハケ岳につきましては978円、ヴィレッジ女神湖につきましては988円という労働報酬下限額を設定しているところです。 1ページをおめくりいただきたいと思います。次の【参考2】としましては、東京都における地域別の最低賃金額、これは毎年10月に改正されるものですが、それぞれの推移を記載しています。令和元年10月が1,013円、令和2年10月もこれは据え置きです。令和3年10月は1,041円、令和4年10月は1,072円、令和5年10月が1,113円というところで、その下の行がそれぞれの前年度の差額でプラス28円、1つ飛びましてプラス28円、プラス31円、プラス41円、そして【参考3】のところに記載させていただいていますが、令和6年10月から適用される東京都における地域別最低賃金の目安につきましては、50円の引き上げ、すなわち1,163円になる予定です。今回の最低賃金につきましては、昨年度まではA、B、Cランクでそれぞれ金額が違っていたのですが、今年度はA、B、C、それぞれ一律で50円の引き上げとなっています。 その下に「仮に」のところですが、目安通りに各都道府県が引き上げを行った場合につきましては、全国加重平均は1,054円になります。この場合、全国加重平均の上昇額は50円（昨年度は43円）となって、昭和53年度に目安制度が始まって以来最高額となります。引き上げ率につきましては5.0%（昨年度は4.5%）、このような状況です。【参考4】として記載していますが、今月の初めに人事院から出されました国の人事院勧告の主な概要について記載しています。（1）ですが、特別給（期末手当・勤勉手当）については、支給月数を0.10月引き上げる（4.60月）というものです。1番見ていただきたいところは（2）でして、月例給については民間給与との較差（△11,183円、△2.76%）を埋めるため、総合職試験（大卒程度）に係る初任給を29,300円、一般職試験（大卒程度）に係る初任給を23,800円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を21,400円、これは12.8%の引き上げというような内容となっています。これを踏まえまして、国におきましては、若年層に重点を置き、俸給表を引き上げ改定するというものでした。平均改定率は1級（係員）で11.1%、2級（主任等）につきましては7.6%というようなかたちで人事院勧告が出ているところです。 1枚をおめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。【参考5】につきましては、先ほどご覧いただきました資料3のA4の横使いの資料をご覧いただきたいと思います。他の自治体の今年度の労働度報酬下限額の設定状況を載せています。左から4列目のところの太字の部分をご覧ください。【参考6】として記載していますが、令和5年度の委託契約における労働報酬下限額というところ
--	--

でして、区の業務委託の発注にあたりましては、市場価格なども調査して業務に必要な経緯を積算しているところです。令和5年度契約案件の労働環境確認報告書を分析すると、労働報酬下限額の平均額は1,445円でした。下の表の説明ですが、1時間あたりの下限額が1,202円、これは令和5年度の労働報酬下限額が1,202円でした。1,202円は件数59件、割合としては19.6%、1,203円以上1,250円が77件25.6%、以下、それぞれの金額ごとの件数と割合を記載しているところでして、1番下の行の1番右側平均値のところをご覧くださいますと、1,445円となっています。

【参考7】ですが、令和5年度新宿における入札状況、いわゆる落札率を掲載させていただいています。まず、入札全体で申し上げますと工事につきましては138件、88.7%の落札率、委託につきましては448件、83.39%、物品につきましては136件、86.50%、次に区長契約のみに絞りますと、工事が61件、89.08%、委託が104件、86.71%、物品につきましては35件、90.23%となっています。さらに、公契約条例対象のみで絞り込みますと、工事が区長契約のみと通り同じ数字になっていますが、61件、89.08%、委託につきましては、86件、87.67%となっています。なお、単価合計方式のような入札、売却のための入札については除いています。雑駁ではございますが、資料の説明は以上でございます。

（松尾会長）事務局から今、資料の説明がありましたが、質問のある方はいらっしゃるか。

（八木委員）委託の関係でお聞きしたいのですが、3ページに但し書きで囲いの中に、いわゆる行政職給料表（二）ということで、高卒の初任給ということで給料月額とあるのですが、その裏のほうに【参考4】の（2）で、この間出た令和6年度人事院勧告によると、ここ何年かそういう傾向続いています、初任給だけを非常に高く引き上げています。心配というか、どうするのかなと率直に疑問なのですが、例えば令和4年から令和5年に30円だったものを122円上げた時に、労働時間の計算の仕方を変えたと思いますが、平均有給取得日数を考慮して労働時間を増やして計算上、上がるようにしてやって、それは区のほうで現場の感覚で、いろいろ研究されたのだと思いますけれど、今回、人事院の勧告が出たら、東京都の人事委員会と区の人事委員会で似たような数字を出してくると思います。区は意外と特殊なところがありますけど、初任給引き上げて全体的に引き上げるけど、上は薄く、下は厚く、給料カーブがフラット化というのがこの5年、6年の傾向だと思います。これをやった場合に50円じゃ済まないような単価の上昇があるのではないかと思うのですが、その辺の考え方はいかがですか。やはり初任給ベースで行きますか。

（契約管財課長）事務局です。考え方としましては、当然、行政職給与表（二）の1の19号級をベースに考えます。それと、八木委員からご紹介もありました令和5年度の労働報酬下限額から新宿区職員の平均有給取得日数、これは令和5

	年度の日数は16日というのはもう出ていますので、それも当然考慮します。ベースとなる金額ですが、昨年度の国の人事委員会は高卒初任給は12,000円上昇というのが出ましたが、特別区の人事委員会は行政職給与表（一）が6,000円、行政職給与表（二）が5,900円でした。今年度の東京都の人事委員会の給与勧告と特別区の人事委員会の給与勧告はどのようになるのか想定できないところはあります。これと同じような引き上げになるのかどうなのかというところはまだ私どもは正直判断しかねているところです。その1年前を申し上げますと国は高卒初任給は5,000円だったのですが、特別区が6,000円だったということもありまして、国と地方で毎年何かのズレがあるのですよね。今年度どうなるのかというのは、正直私どもは図りかねています。ただ、今日のご議論の題材としましては、国はこのように引き上げしていますという数字だけはしっかりお示ししているところです。 （八木委員）あと2点ほどあります。5ページの【参考6】で令和6年度委託契約における労働報酬下限額にばらつきあるわけですが、この数字を見てみると、どう見てもこのばらつきはおそらく業種のばらつきだと思います。報酬下限額のぎりぎりのところで設定してできるところと、それだとできない業種がこのようにばらついて出てきていると思います。今度、しっかりデータを精査して出していきたいです。それから【参考7】の入札ですが、毎回申し上げていますけど、やっぱり9割切るのはどうなのかと思います。よく公契約がらみでよく言われますが、なかなか上がってこないと感じています。そして、委託に限っても、例えばどういう業種で入札率が低いのかというのも研究されているかと思いますが、その辺はどうですか。工事の関係で入札率が低いことについて、吉田委員にも率直なところで、新宿区の入札率の低さについて、是非お話ししたいと思っています。 （吉田委員）もっと現場監督がいれば、あと1つでも2つでも取りたいのですが、とにかく現場監督がいなくて取れないというのはありますね。 （八木委員）人員がということですか。 （吉田委員）区の場合、掛け持ちできなくて、1人付けなければいけないので、複数の仕事ができないということがあります。 （契約管財課長）事務局です。今、吉田委員から技術者の兼務が認められないという話がありましたが、今年の5月1日から特例監理技術者の適用要件を緩和していまして、兼務できる条件を緩めています。技術者が足りないから入札できないということについて、人材不足というのは我々の認識しておりますので一定の対応をさせていただいているところです。ただ実態として、なかなか入札に応じてくれない方に事情を聞きますと、やっぱり技術者が足りないという理由は非常に多いという状況があります。工事に関しましては。先ほど八木委員からありました委託については、1件1件出すとかなり多くなってしまいますので、ある程度まとめた形で、このような委託だとこれぐらいの落札率というイメージでよろ
--	---

	しければ、第2回に向けて資料のほうを作っていきたいと思います。 (八木委員) 全部でもいいですよ。お任せします。 (契約管財課長) 第2回には、まず出せるものをお出しします。 (八木委員) できるものはやっていきたいというのが基本的なスタンスです。是非お願いいたします。 (松尾会長) では出せるところで、資料として出していただきましょう。 (角谷委員) 会長、質問よろしいでしょうか。 (松尾会長) どうぞ。 (角谷委員) 落札率が低いというお話があったのですが、昨年と比べると全項目の落札率が上がっています。特に工事のほうは公契約と区長契約と同じ件数だったと思うのですが、86.86%から89.08%と一気に上がっています。平均値でこれだけ上がるというのは何かあったのでしょうか。 (契約管財課長) 1つは令和6年1月1日から調査基準価格について、予定価格の7割から9割に設定していたものを、今年の1月1日以降75/100から92/100の間で設定というかたちで、いわゆる低入札になる範囲の引き上げを行いました。ただ、令和6年1月1日以降ですから、それが直接、このことに影響しているのかどうか分かりませんが、アナウンスはその前からずっとしていました。事業者さんも1月1日以降は、新宿区は低入札調査基準価格を引き上げるということを分かっていたと思います。そういうのも1つあるのかなと思います。私ども発注者側からしましたら、なるべく低入札を排除していこうという姿勢を見せておりますので、そういうことも1つ価格に反映しているのかなと考えています。 (松尾会長) 他にいらっしゃいますか。資料や事務局案が出たところで議論していただければ良いと思います。どうぞ、角谷委員。 (角谷委員) 全然違う項目なのですが、2ページの【参考2】の「公共工事設計労務単価に対する契約業者の労務単価割合」という表で、これ毎年出していただいている中で、毎回申し上げて申し訳ないのですが、労働環境確認報告書の工事のほうの賃金の項目の21番、「当該工事に専ら従事する労働者（下請負している場合は、下請負先の労働者を含む）で最も低い労働報酬下限額（最低賃金）はこの記載のとおりである」というところに記入があったものを抽出されると説明を受けていますが、設計労務単価の95%、100%を超えているというところが、質問項目に対する事業者の不理解によって生じている回答なのではないかという懸念があります。そもそも契約時に工事施工よりもずっと前に提出するものですよ。特に工事のほうは重層下請け構造の中で、質問されているのはどこの部分の金額かというところに対する理解・周知が行き届いていないと思います。その点を踏まえた上で、今年は工事のモニタリングはありませんが、来年度以降のアンケートと共に、工事のほうは特に十分に周知をするようお願いしたいと思います。
--	---

	(契約管財課長) 事務局です。 (松尾会長) どうぞ (契約管財課長) 私どもも公契約締結事業者につきましては、当然契約書をお渡しする時に、この工事は公契約締結案件ですということで、条例の趣旨は全部説明しているところです。それを受けて事業者の方から契約書と一緒に確認報告書を出していただいています。角谷委員のご指摘いただきましたように、まだ条例が施行して、丸々5年経ちますけども、中にはもしかしたら条例の趣旨をご理解いただけていない事業者様もいるかもしれませんので、契約を締結する前に必ずこの発注案件は公契約締結案件だということ、そして労働報酬下限額が下請けも含めまして適用されるというところはしっかり今後もアナウンスしていきたいと考えます。併せまして、来年度以降のモニタリングを実施していく中でしっかりと周知していきます。 (松尾会長) 他にありますでしょうか。 それでは、この議題については、この程度で終わりたいと思います。そうしますと、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。最後に事務局からご連絡があるということです。よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 事務局です。審議員の皆さま、本日は熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございました。次回は、本日の審議内容も踏まえ、また新たな提出資料にも含めまして、引き続き、令和7年度の下限額についてご議論いただきたいと思いますと考えております。加えまして、先ほど申し上げました公契約締結業者のモニタリングの中間報告もさせていただきたいと考えています。日程ですが10月、昨年の例で申し上げますと11月になりましたけれども、改めましてメールにて日程を調整をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、また熱心にご議論いただきましてありがとうございました。以上です、ありがとうございました。 (松尾会長) それでは、これで令和6年度第1回の労働報酬等審議会を閉会いたします。皆さま、ご苦勞様でした。 (一同) ありがとうございました。
そ の 他	特になし